

50th

社労士制度は平成30年に
創設50周年を迎えます

支えます！

職場の安心 企業の未来

～社労士～



12月2日は社労士の日



長野県社会保険労務士会

長野県社労士会

検索

〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-14 JAながの会館3F TEL.026-223-0811

社労士は『働き方改革』を 支援します

社労士とは

社会保険労務士法に基づく国家資格者で、
労働・社会保険及び人事・労務管理の専門家です。



働き方改革の主なテーマ

- ◆ 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ◆ 賃金引上げと労働生産性向上
- ◆ 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- ◆ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ◆ 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- ◆ 病気の治療と仕事の両立
- ◆ 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- ◆ 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- ◆ 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- ◆ 高齢者の就業促進
- ◆ 外国人材の受け入れ

～社労士の支援内容～

- ◆ 無期転換ルールへの対応
- ◆ 賃金・評価制度の設計、運用
- ◆ 短時間労働者の社会保険適用拡大への対応
- ◆ 就業規則・36協定の作成、見直し
- ◆ 助成金活用の提案
- ◆ 短時間正社員制度・テレワーク導入支援
- ◆ 経営労務診断サービス※による就労環境の整備
- ◆ がん患者等への就労相談および企業支援
- ◆ 高齢者継続雇用延長等の支援
- ◆ 外国人労働者の労働条件適正化の支援
- ◆ 職場トラブル未然防止、円満解決支援



※企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、「サイバー法人台帳ROBINS」サイトに公開するサービスです。

ご注意 アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働社会保険に関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

社労士に相談・業務依頼をしたい時は

①都道府県社労士会へ問い合わせる

全国47都道府県に設置されている都道府県社労士会にお問い合わせください。
また、各会のホームページで社労士を検索することができます。



▼都道府県社労士会HP一覧はこちらから

②下記無料相談窓口へ問い合わせる

社労士が相談員として対応しています。

－労働に関するご相談－

●総合労働相談所
(面談による相談受付)

受付時間 地域によって異なります
※通話料有料

TEL 0570-064-764

(面談予約) ※お近くの社労士会に繋がります

●職場のトラブル相談ダイヤル
(電話による相談受付)

受付時間 午前11時～午後2時(平日)
※通話料有料

TEL 0570-07-4864

－年金に関するご相談－

●街角の年金相談センター
(面談による相談)

※年金の受給、加入記録、期間短縮等の各種相談から手続まで

▼街角の年金相談センター一覧はこちらから

※一部地域を除く